

発議案第1号

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年6月5日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 議会運営委員会
委員長 柴田 圭子

提案理由

本案は、常任委員会の名称及びその所管の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例

白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務企画常任委員会」を「総務教育常任委員会」に改め、同号中イ及びウを削り、エをイとし、その次に次のように加える。

ウ 教育委員会の所掌に属する事項

第2条第2項第1号中オをエとし、カからクまでをオからキまでとし、同項第2号中「教育福祉常任委員会」を「健康福祉常任委員会」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第3号中「都市経済常任委員会」を「企画経済常任委員会」に改め、同号中ウをオとし、その前に次のように加える。

エ 未来創造戦略室の所掌に属する事項

第2条第2項第3号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 企画財政部の所掌に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第1号資料

○白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) <u>総務教育常任委員会</u> 6人	(1) <u>総務企画常任委員会</u> 6人
ア (略)	ア (略)
— _____	イ <u>企画財政部の所掌に属する事項</u>
— _____	ウ <u>未来創造戦略室の所掌に属する事項</u>
イ (略)	エ (略)
ウ <u>教育委員会の所掌に属する事項</u>	(新設)
エ (略)	オ (略)
オ (略)	カ (略)
カ (略)	キ (略)
キ (略)	ク (略)
(2) <u>健康福祉常任委員会</u> 6人	(2) <u>教育福祉常任委員会</u> 6人
— _____	ア <u>教育委員会の所掌に属する事項</u>
ア (略)	イ (略)
イ (略)	ウ (略)
(3) <u>企画経済常任委員会</u> 6人	(3) <u>都市経済常任委員会</u> 6人
ア <u>企画財政部の所掌に属する事項</u>	(新設)
イ (略)	ア (略)
ウ (略)	イ (略)
エ <u>未来創造戦略室の所掌に属する事項</u>	(新設)
オ (略)	ウ (略)
(略)	(略)